

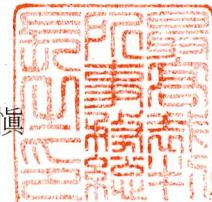
最高裁秘書第1919号

令和4年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、報道各社からの依頼に基づき、第25回国民審査を受ける最高裁判所裁判官のアンケート回答を送付した際に作成し、又は受領した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月22日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第3号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）